

更別村で利用できる主な制度・サービスについて

《住まい》

No.	事業名/制度名	事業/制度の概要	お問合せ先
1	更別村住宅建設等助成金 	住宅を新築又は購入し、その住宅に住所を有し、5年以上居住する場合に、助成金を交付。新規移住者（3年以内）の方には加算あり。 （新築50万円限度、移住者加算50万円、子育て加算1人あたり10万円、高齢者加算1人あたり10万円、要支援者応援加算1人あたり10万円）	建設水道課 0155-52-5200
2	更別村住宅リフォーム支援助成金 	居住する住宅を30万円以上の増築、改築又は修繕等のリフォームする場合に、助成金を交付。 （20%以内で上限額20万円、但し、条件により30%・30万円）	建設水道課 0155-52-5200

《仕事》

No.	事業名/制度名	事業/制度の概要	お問合せ先
1	更別村新規就農者受入特別措置	新規就農を目指す方に対し、体験研修、実践研修、就農研修のサポートや営農開始にあたり助成金を交付。	産業課 0155-52-2115
2	更別村起業・創業等支援事業助成金 	起業・開業のための店舗新築・空き店舗改修や備品等の整備、事業継承支援、特産品開発、その他、商工業の振興。発展に繋がる事業について助成金を交付。 （各事業によって助成額等が異なる。補助率30%～90%）	産業課 （ふるさと館） 0155-52-2211
3	老人福祉施設等雇用対策事業助成金 	村内介護保険サービス事業所に就労した村内居住者に対して、1月につき1万円（最高36ヶ月間）の助成金を交付。 （助成金は、村から事業所へ交付し、事業所から職員に支給されます）	保健福祉課 0155-53-3000
4	奨学金返還支援事業	更別村に転入し3年以上居住する見込みで、新規で就業等をした方に、学生時代に貸与を受けた奨学金の返還を支援。 （支援額は、村内事業所勤務で最大3万円/月、支援期間は最長10年）	企画政策課 0155-52-2114

《結婚・子育て》

No.	事業名/制度名	事業/制度の概要	お問合せ先
1	更別村子ども医療費助成 	子ども（高校3年生まで）にかかる医療費の保険適用分の自己負担額を全額助成。 ※但し、入院時の食事代、保険適用外の費用は助成対象外。	保健福祉課 0155-53-3000
2	更別村出産祝金	出生後14日以上経過している出生子一人につき5万円を支給。 ※但し、現金支給ではなく、村内使用限定の商品券を支給。	子育て応援課 0155-53-3700
3	子育て支援用具無償貸付	乳幼児の子育てをしている家庭に対して、ベビーベッド、ベビーカー等の子育て支援用具を無償で貸付。	子育て応援課 0155-53-3700
4	子育て支援用具リサイクル事業	家庭で不要となった子育て支援用具を村に譲渡していただき、小学生までの子どもがいる家庭を対象に無料で譲渡する事業	子育て応援課 0155-53-3700
5	ゴミ袋無料提供	子どもの生まれた家庭へ2年間、200枚まで無料提供。	子育て応援課 0155-53-3700
6	第1子分保育料半額事業 多子世帯保育料軽減事業 	・第1子保育料について、乳児から2歳児は半額となる制度。 ※3歳児から5歳児は、国の無償化施策により無償 ・18歳以下の子供が2人以上いる家庭において、18歳以下の第2子以降分のこども園若しくは幼稚園保育料相当分を助成する制度。	子育て応援課 0155-53-3700
7	延長保育料・特別保育料 ・一時保育料返還事業	更別村施設等利用料返還事業により、実質無料となる事業	子育て応援課 0155-53-3700
8	更別村入学祝金 高校生等入学支援金	小中学校・高等学校等に入学する児童・生徒一人につき5万円を支給。 ※但し、現金支給ではなく、村内使用限定の商品券を支給。	子育て応援課 0155-53-3700 教育委員会 0155-52-3171
9	主食費・副食費無償化事業 学校給食費無償化事業 	こども園及び幼稚園の主食費・副食費、小中学校の給食費を無償化。	子育て応援課 0155-53-3700 教育委員会 0155-52-3171
10	更別村結婚新生活支援事業	婚姻に伴う経済的負担の軽減を目的に、新婚世帯の新生活に係る住宅賃借料、引っ越し費用の一部助成（限度額30万円） ※但し、夫婦とともに婚姻届が受理された日における年齢が39歳以下であり、世帯の所得が400万円未満であることが条件 ※所得から貸与奨学金返済額を除く。	企画政策課 0155-52-2114